

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員報酬規程

令和3年4月1日 規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員規則（令和3年規則第9号）第5条の規定に基づき、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員報酬とする。

(給料)

第3条 給料の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 1,172,000 円
 - (2) 教育研究又は将来構想を担当する副理事長 月額 925,000 円
 - (3) その他の副理事長 月額 866,000 円
 - (4) 教育研究を担当する理事 月額 659,000 円
 - (5) その他の理事 月額 618,000 円
- 2 理事長は、その者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して、必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、別に給料の額を定めることができる。
- 3 常勤の役員には、職員（公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員給与規程（令和3年規程第12号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の例により、給料を支給する。ただし、月の初日以外の日にか常勤の役員となった場合又は常勤の役員が月の末日以外の日にか離職した場合における給料の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 4 前3項に定めるもののほか、給料の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(通勤手当)

第4条 常勤の役員には、職員の例により、通勤手当を支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡

した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 前項の規定にかかわらず、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、同項の規定による期末手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。
- 4 期末手当は、経営審議会の議を経て支給しないことがある。
- 5 前3項に定めるもののほか、期末手当については、職員の例による。

(非常勤役員報酬)

第6条 非常勤役員報酬の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教育研究又は将来構想を担当する副理事長 日額 54,700 円
 - (2) その他の副理事長 日額 51,200 円
 - (3) 教育研究を担当する理事 日額 39,000 円
 - (4) その他の理事 日額 36,600 円
 - (5) 監事 日額 36,600 円
- 2 前項に規定する報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(費用弁償)

第7条 非常勤役員が業務のため旅行した場合には、その者に対し、当該旅行に要した費用を弁償するものとし、その額及び支給方法については、職員の例によるものとする。

(支払方法)

第8条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額がある場合及び役員が自ら控除を申し出たものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、それらの金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第 10 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 5 月 12 日から施行する。

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当（以下「6 月期期末手当」という。）の額は、改正後の公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員報酬規程第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される 6 月期期末手当の額（以下「基準額」という。）から、改正前の公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員報酬規程第 5 条の規定により令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 167.5 分の 10 を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、6 月期期末手当は、支給しない。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 24 日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 27 日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 24 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。